延命公園の利便性及び魅力向上事業（Park-PFI）公募設置等指針の質問に対する回答

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 質問対象 | 質問（要旨） | 回答 |
| 1 | 指針P.4 | 納品回数が8回／日と多く、また3t～4t車両が入ります。事業対象地の北側道路の乗入れの相談をお願いいたします。 | 対象地への納品車両の乗り入れに関しては、事業者にて道路管理者（市土木管理課）との十分な協議をお願いします。 |
| 2 |  | 敷地面積が狭いため、東側道路側に駐車するお客様の駐車場のライン引きがギリギリとなります。道路から敷地への進入口に障害物があると機能しなくなってしまいます。事業開始時の東側道路と敷地の状況がわかる図面の提供をお願いできますでしょうか。 | 東側道路と対象地は、同レベルの仕上げとなります。また、東側道路にある植栽帯枠は撤去しますので、障害物となるものはありません。図面については提供可能です。 |
| 3 | 指針 P.5 | 基本協定書のひな形は、大牟田市の方でご準備される認識でよろしいでしょうか。 | 基本協定書のひな型は、本市で準備します。 |
| 4 |  | 公園施設の整備中の占用料は免除とあります。工事期間中の地代は不要ということでしょうか。そうだとしましたら、地代支払い開始日は事業開始日（開店日）の認識でよろしいでしょうか。 | 工事期間中の地代は不要です。（指針P5）地代支払開始日は事業開始日（令和8年4月1日）からとなります。 |
| 5 |  | 地代の他に管理費などございますでしょうか。 | 管理費などはありません。なお、公園施設の使用料のほか、設置許可手数料として1件につき1,000円（条例で定める額）が必要となります。 |
| 6 |  | 工事区分をご教示いただけますでしょうか。①盛土②切土③上水道引込み④下水道引込み⑤敷地不陸整正 | 対象地は、道路並みの高さで市が整地し、引き渡します。①～⑤は全て事業者の負担となります。 |
| 7 | 指針 P.8 | 「選定後に自己都合による辞退はできない」とありますが、事業開始後の業績不振による撤退も不可ということでしょうか。 | 指針P8.③については、選定後から事業開始前の期間について、辞退できないこととしています。事業開始後の撤退に関しては、指針P9「事業破綻時の措置」の項を適用し、協定書で定めます。 |
| 8 |  | 全ての公募様式についてはＡ４片面で作成しますが、パワーポイントにて作成、提出でもよろしいでしょうか。 | パワーポイントでの作成、提出でも構いません。 |
| 9 | その他 | 本件の工事に当たり、工事業者の資格等に制限はありますでしょうか。また、届け出等は必要でしょうか。 | 制限はありませんが、公共施設として整備することになるため、法令等を遵守し、暴力団排除に関する条項等を認識し了承していただきますようお願いいたします。また、公園内での工事となりますので、都市公園法第６条に基づく都市公園占用許可申請の手続きが必要になります。 |
| 10 |  | 基本協定者の住所氏名をご教示いただけますでしょうか。（賃貸借契約でいう所の賃貸人様） | 住所　大牟田市有明町2丁目3番地代表者　大牟田市長　関　好孝 |
| 11 |  | 対象地の「地番」をご教示いただけますでしょうか。 | 宝坂町2丁目８５－１の一部、８６の一部、１２０の一部 |
| 12 |  | 対象地は、分筆などがなされ、面積は確定いたしますでしょうか。 | 今後、対象地の面積は確定しますが、分筆予定はありません。 |
| 13 |  | ポール看板およびファサード看板の設置を計画いたしますが、使用禁止色など詳細をご教示いただけますでしょうか。 | 規制の詳細は、事業者にて市都市計画・公園課及び土木管理課への確認が必要となります。また、高さが４ｍを超える場合は、建築基準法の協議も必要となります。 |
| 14 |  | 事業者として決定した場合、弊社がフランチャイズ契約を締結した第３者（加盟者）が運営を行いますが、弊社からこの加盟者に当物件を転貸借することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 15 |  | 事業対象地は、地盤調査を実施されておりますでしょうか。実施済みであれば、そのデータをご提供いただけますでしょうか。 | 総合体育館建設に当たり、地質調査を実施しています。対象地のポイントではありませんが、調査結果（柱状図）を提供可能です。 |
| 16 |  | 事業対象地は、測量を実施されておりますでしょうか。実施済みであれば、そのデータをご提供いただけますでしょうか。 | 今後、測量する予定です。 |